

現契約と新契約の比較

H25年度に一部地域で導入した競争入札について徐々にその範囲を拡大し、R05年度以降は特名随意契約の収集エリアを廃し、直営収集エリアを除く市内全域について総合評価方式による入札により決定した。

現行契約(H30～R04)

従来から特名随意契約を締結してきた3社については、H25年度以降、担当エリアの縮小、契約単価の段階的引き下げをおこなってきたが、H30年度契約では、これまでの実績・貢献を考慮して競争入札への移行は行わず、次回(R05～R09年度)契約では競争入札とすることを前提に、激変緩和措置として収集エリアの縮小を行った。

① 特名随意契約

概ね次の段階を経ることとする。

- (1) 収集地域の更なる削減、紙・布は③紙・布収集に移行
- (2) 次回(H35年度～)は競争入札に付すことを条件に、これまでの実績を踏まえ随意契約の継続(5年間の長期契約とする(H30～R04年度))

② 競争入札(総合評価方式)

価格だけでなく、当該業者の実績、実務能力、組織運営体制、雇用体制、経営状況を総合的に評価し選定する方法として、総合評価方式に移行

③ 紙・布収集

- (1) H30から特名随意契約地域に拡大(委託地域全域)
- (2) 上記(1)の実施状況が問題なければ、R05以降に直営地域に拡大(市内全域)

○ 単価契約

・H30年度以降、単価契約から、年額方式に見直す
※今後の人口増減については、入札条件に加える

新契約(R05～)

直営エリア以外の市内7エリア(西谷エリアを他エリアと統合)について、特名随契エリアを無くし、7エリア全てを総合評価方式による競争入札とした。

① 特名随意契約

市内全てのエリアを入札(総合評価方式)に移行。特名随契エリアを廃止。

② 競争入札(総合評価方式)

市内全てのエリアを入札(総合評価方式)に移行。

③ 紙・布収集

現在市内委託エリア(世帯数ベースで80%)については、民間の紙・布収集業者に収集を任せている。R05年度以降は直営エリアについても収集業務を民間事業者に移行する方向で協議中。